
プロジェクト	IASB 情報要請「IFRS 第 9 号の適用後レビュー — 減損」に対するコメント案の検討
項目	第 57 回 IFRS 適用課題対応専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 57 回 IFRS 適用課題対応専門委員会（2023 年 8 月 1 日開催）において、IASB 情報要請「IFRS 第 9 号の適用後レビュー — 減損」に対するコメント・レターにおける対応方針案について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（質問 3：信用リスクの著しい増大の判定）

2. 信用リスクの著しい増大の判定において債務者単位での信用リスク格付けの変化をどのように活用すべきかに関するガイダンスや教育文書の追加を IASB に求めた場合、想定外の内容となるリスクがあると考えられるため、コメント・レターに含めるのではなく日本基準の開発の中で整理をする方がよいと考える。

（質問 4：予想信用損失の測定）

3. IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）では予想信用損失を見積るべき最長の期間は最長の契約期間と定めているが、我が国では短期貸出の借換え（ロールオーバー）により融資を継続させるといった実務慣行が存在しており、このような取引については予想信用損失を見積るべき最長の期間を契約期間に限定すべきではないと考えており、この点をコメントすることが考えられる。
4. 金融保証契約に関連して、IFRS 第 9 号 B5. 5. 55 項の信用補完が契約条件の一部であるかどうかの判断基準が明確でない点をコメントすることが考えられる。
5. 予想信用損失モデルを導入したことにより会計上の手当てを適時に実施できたと評価する意見と予想信用損失を過大に見積るケースが生じた意見が聞かれているが、両者は相反する内容と考えられるため、これらの意見をどのようにコメント・レターに記載するのかについて現時点の方向性を確認したい。

（質問 5：営業債権、契約資産及びリース債権についての単純化したアプローチ）

6. 信用リスク管理が十分ではないことを理由に単純化したアプローチの適用対象範囲の拡大を求めるべきではないと考えられるため、コメントする場合には工夫が必要であると考える。

(質問 6：購入又は組成した信用減損金融資産及び質問 7：IFRS 第 9 号における減損の要求事項と他の要求事項の適用)

7. 金融資産の条件変更の取扱いと購入又は組成した信用減損金融資産（POCI）との関係については、欧州と我が国における直接償却に関する実務の違いにも触れた上で、具体的な弊害を説明するのがよいと考える。

(質問 9：信用リスクの開示)

8. IFRS 第 7 号「金融商品：開示」は金融機関を想定しているため、一般事業会社においては過剰な開示となる場合があると考えられる。このため、重要性が無い場合には開示は求められないことに関する説明や教育を行うことを IASB に求めることが考えられる。

(質問 10：その他の事項)

9. 貸手のリース料免除に関する 2022 年 9 月の IFRS 解釈指針委員会のアジェンダ決定に関して、オペレーティング・リースにおける信用リスクの悪化に起因しないリース料免除については、IFRS 第 9 号の減損の要求事項ではなく IFRS 第 16 号「リース」に従って会計処理すべきと考える。このため、すべてのキャッシュ・フロー不足のうち信用リスクに起因する部分のみを信用損失とするように IFRS 第 9 号の信用損失の定義を見直すべきと考えており、この点をコメントすることが考えられる。

以 上